

今年度は「介護扶助」と「生活保護の広報」を重点に

北九州市保護課と生活保護行政について懇談会を実施

- 介護扶助に対しては「個別の事情を考慮のうえ行うこと」を確認。
- ケアプランの一方的削減はせず、面談やサービス担当者会議への参加を要求。
- 広報ポスターは消極的も、公的窓口での「生保のあらまし」配置拡大を約束。
- 以前として変わらない決定率に比べ、低い申請率は事前審査が問題と指摘。
- 入院時の生保一部負担金の回収については考え方の相違で平行線。
- 「ケースに応じて自立更生費活用時の見積りは1社でも可能」については評価。

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、今年度は1月19日(金)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。

毎年この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ、保護課の回答を受けて懇談をおこなっており今回、社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ15名が参加。市保護課からは保護係長ら3名が出席しました。

毎回、現場の実態を周知してもらう為に民医連の健和会からMSWが参加していますが、今回は「介護扶助」を重点項目とした関係から、健和会の介護事業所からケアマネの方にも参加して頂きました。もう一つの

重点項目「生活保護の広報」と合わせ活発な意見交換をめざしました。

懇談では、まず最初に介護扶助に関する点について取り上げ、ケアプラン削減など保護課ケアマネの不当な介入や施設入所にあたっての対応事例を紹介し、当局の見解を求めました。これに対し「生活保護法8条(最低限度の生活の需要を満たし且つ、これを超えないもの)に準拠するのが原則だが、個別の事情は当然あり一方的に削減したり、拒絶することはあってはならない。こちらでも調査・確認を行い、必要であれば指導等の対応を行っていきたい旨」の回答がありました。

今回は認識の確認や一定評価できる項目もあるなど充実した懇談会になったと思っています。また、市当局より「生保は金銭的な問題だけではなく、要保護者の様々な生活背景にも言及すべきという点はたいへん勉強になった」との発言もあり、要保護者を取り巻く環境が大きく様変わりしている点が共有できた事で、今後の生保行政の改善に繋がればと期待しています。

